

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第三章 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第四章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第五章 債権（第二百二十二条—第二百四十四条）	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第六章 強制競売（第二百四十五条—第二百四十九条）	第三目 強制管理（第九十三条—第一百一十条）
第七章 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十九条）	第二款 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十九条）
第八章 動産に対する強制執行（第二百六十条—第二百六十七条）	第三款 動産に対する強制執行（第二百六十条—第二百六十七条）
第九章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第十章 強制執行等（第二百四十三条—第二百六十七条）	第一目 債権執行等（第二百四十三条—第二百六十七条）
第十一章 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）
第十二章 債務者の財産状況の調査	第三章 担保権の実行としての競売等（第二百八十条—第二百九十五条）
第十三章 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
附則	附則

（執行裁判所）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う。）
（執行機関）	（執行機関は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。）
（執行抗告）	（執行裁判所の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。）
（任意的口頭弁論）	（任意的口頭弁論）
（審尋）	（審尋）

（身分証明書等の携帯）	（身分証明書等の携帯）
第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（執行抗告）	（執行抗告）
（執行異議）	（執行異議）
（執行抗告）	（執行抗告）

（取消決定等に対する執行抗告）	（取消決定等に対する執行抗告）
第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。	第十条 民事執行の手続に関する裁判に対しても、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。
（執行抗告）	（執行抗告）
（執行異議）	（執行異議）
（執行抗告）	（執行抗告）



民事訴訟法第百三十二条の十第二項から第六項までの規定は、前項の方法による申立て等について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「送達」とあるのは、「送達又は送付」と読み替えるものとする。

(裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の特例)

**第十九条の三** 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件について、裁判所に対する申立て等(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対するもの)を含む。次条において同じ。)をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならぬ。ただし、口頭ですることはできる申立て等について、口頭ですることは、この限りでない。

代理人のうち委任を受けたもの(第十三条第一項又は民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたものを除く。)当該委任を受けた事件

二 国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定(これららの規定を同法第九条において準用する場合を含む。)による指定を受けた者当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による委任を受けた職員当該委任を受けた事件

四 民事訴訟法第一百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の申立て等について、それぞれ準用する。(書面等による申立て等)

**第十九条の四** 民事執行の手続において、裁判所に対する申立て等が書面等により行われたときは前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する

民事訴訟法第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この号及び次条第一項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がその手続の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が外の決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条第二項の規定による届出があった場合 当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

四 民事訴訟法第一百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等に記載された事項がファイルに記載された場合における当該書面等による裁判所に対する申立て等に係る送達又は送付について準用する。(書面等に記載された事項のファイルへの記録等)

二 国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定(これららの規定を同法第九条において準用する場合を含む。)による指定を受けた者当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による委任を受けた職員当該委任を受けた事件

四 民事訴訟法第一百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の申立て等について、それぞれ準用する。(書面等による申立て等)

**第十九条の五** 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等により行われたときは前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する

二 国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定(これららの規定を同法第九条において準用する場合を含む。)による指定を受けた者当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による委任を受けた職員当該委任を受けた事件

四 民事訴訟法第一百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の申立て等について、それぞれ準用する。(書面等による申立て等)

**第十九条の六** 第十九条の二から第十九条の四までの規定は、執行官に対する申立て等についてこの法律(平成二十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がその手続の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めると(当該第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の規定による届出があった場合 当該書面等に記載された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これららの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された記録媒体に記載された事項

四 当該書面等又は当該記録媒体について、これららの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等又は当該記録媒体に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

五 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第一百九条の四第一項中「第一百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法第十九条の三第一項各号(同法第十九条の六において読み替えて準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

**第二十一条** この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第二章 強制執行**

第一節 総則

(債務名義)

(最高裁判所規則)

**第二十二条** 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることできない裁判(確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)

四 仮執行の宣言を付した支払督促命令

三の二 仮執行の宣言を付した債権支払命令

三の三 仮執行の宣言を付した債権支払命令

四 仮執行の宣言を付した非訟事件手続法(他の法令の規定により非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の处分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の处分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。）

六の二 確定した執行決定のある仲裁裁判（平成十五年法律第二百三十八号）第五十条に規定する暫定保全措置命令

六の四 確定した執行決定のある国際和解合意

六の五 確定した執行決定のある特定和解

七 確定した執行決定のある国際和解合意号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

**第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者たためにすることができる。**

一 債務名義に表示された当事者

二 債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）

2 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に對し、若しくはこれらの者のためにすることができる。（外国裁判所の判決の執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在を管轄する地方裁判所（家事事件における裁判所

**第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在**

判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。)が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

4 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

5 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第一百八十八条各号(家事事件手続法(平成二十一年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

6 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならぬ。

(強制執行の実施)

**第二十五条** 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録がファイイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録。以下同じ。)に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その債務名義の原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成正本に基づいて実施する。

(執行文の付与)

**第二十六条** 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成

2 さて、債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

一 債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与  
執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の場合に掲げる区分に応じ、それぞれ

二 債務名義が電磁的記録をもつて作成された記録されたものである場合における執行文の付与  
与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

三 行前二号に掲げる場合以外の場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録するとともに、その旨を当該債務名義に係る公証人法第四十四条第一項第2号の書面の末尾に付記し、又はその旨を当該債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。

一 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対しても、又はその者のために強制執行をすることができることがあるとき、又は債権者がそのことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

二 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とす  
る占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法

(平成元年法律第九十一号) 第二十五条の二  
第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文(第百八十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のいかんまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行されかつ、第八十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第百八十九条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

イ 第五十五条第一項第三号(第百八十九条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ロ 第七十七条第一項第三号(第百八十九条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

ハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分

四 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付与の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができる。第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を解かれた者が、債務者となる。(執行文の再度付与等)

第五条 執行文は、債権の完全な弁済を得るために執行文の付された債務名義の正本が数通必ず

要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することがで能く。

2 執行文の付与に対し、異議の申立てがあつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、坦保を立てさせ、若しくは立てさせ

松督促に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所

定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不

（債務名義等の送達）  
は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書を更に交付する場合について準用する。

しないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

三 第二十二条第四号に掲げる債務名義のうち  
民事訴訟法第三百九十七条に規定する指定簡  
易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払  
督促の申立てによるもの 当該支払督促の申

許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

**第二十九条** 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができるのである。第二十七条の規定により執行文が付与され

5	前各項の規定は、第二十八条第二項の規定に 立てることができる。
4	前項に規定する裁判に対しても、不服を申し立てることができる。
3	第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
4	前項に規定する裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

四 立てについて同法第三百九十八条の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

判所 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義 同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁判所

の終結後に生じたものに限る。  
第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、  
第一項の訴えについて準用する。  
(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行  
停止の裁判)

た場合においては、執行文の謄本又は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録も、あらかじめ、又は同時に送達されなければならぬ。

（執行文付与の訴え）  
より少額訴訟における確定判決又は仮執行の旨  
言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の  
正本又は記録事項証明書の交付について準用す  
る。

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義 債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所）

請求異議の訴えの提起があつた場合において異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判決において次条第一項の裁判をするまでの間、

（期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行）  
**第三十条** 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。  
但し、執行の実行の旨を記載した文書を交付する前に、債務者が履行の意思を示すときは、強制執行の実行を停止する。

**第三十三条** 第二十七条第一項又は第二項に規定する文書又は電磁的記録の提出をすることができないときは、債権者は、執行文（同条第三項の規定により付与されるものを除く。）の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判に係るもの（第一号の一及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所

担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ぜることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができ

担保を立てるなどを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、開始することができる。  
(反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行)

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁

前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないで済むことができる。

**第三十一条** 債務者の給付が反対給付と引換えすべきものである場合においては、強制執行とは、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のも  
の 第一審裁判所  
一の二 第二十二条第三号の二に掲げる債務名  
義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち  
損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する

**(執行文交付与に対する異議の訴え)**  
**第三十四条** 第二十七条の規定により執行文が交付された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために

録事項証明書を提出すべき期間を定めて、同項目に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求で異議の訴えの提起前においても、することができる。

(執行文の付与等に関する異議の申立て) 第三十二条 執行文の付与の申立てに關する处分に對しては、裁判所書記官の处分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることがで  
きる。

る手続における和解及び請求の認諾に係るもの、損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所

二の三 第二十二条第三号の三に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るもの、簡易確定手続が係属していた地方裁判所

二 第二十二条第四号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるものの以外のもの、仮執行の宣言を付した支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所（仮執行の宣言を付した支

強制執行をすることができるについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文交付に対する異議の訴えを提起することができる。  
異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時にこれを主張しなければならない。  
前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

前項の規定により定められた期間を経過したときは、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

第一項又は第三項の申立てについての裁判に対する不服を申し立てる事ができない。  
(終局判決における執行停止の裁判等)



定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

前項の場合において、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後の申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項（第一百八十八条规定して適用する場合を含む。）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。

前項の規定による裁判所書記官の処分に対しでは、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制競売の開始決定（配当要求の終期までにされた申立てに係るものに限る。）に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が取り消されたとすれば、第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。

前項の申立てを却下する決定に対しでは、執行抗告をすることができる。  
(差押えの登記の嘱託等)

**第四十八条** 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押えの登記を嘱託しなければならない。

登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その旨及び最高裁判所規則で定める事項を執行裁判所に通知しなければならない。

**第四十九条** 強制競売の開始決定前に強制競売効力が生じた場合（その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。）においては、裁判所書記官は、電子物件明細書（第六十二条第二項に規定する電子物件明細書をいう。）の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときには、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を告ぐることができる。

を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権（利息その他の附帯の債権を含む。）の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

一 第八十七条第一項第三号に掲げる債権者二 第八十七条第一項第四号に掲げる債権者（抵当証券の所持人であつては、知れている所持人に限る。）三 租税その他の公課を所管する官庁又は公署（所持人の限る。）

三 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、配当要求の終期を延期することができ

**(配当要求の終期の変更)**  
（不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し）

第十五条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

第一項又は第三項の規定による裁判所書記官の処分に対しでは、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

（催告を受けた者の債権の届出義務）

第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。

前二項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。

**(配当要求)**

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第一百八十一條第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

前項の規定による強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第一百八十一條第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

告をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しでは、執行抗告をすることができる。

**第一次に掲げる事項を内容とする保全処分（執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）**  
ロ 執行官に不動産の保管をさせること。  
イ 当該価格減少行為をする者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

二 前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいづれかに該当するときでなければ、命ずることができない。  
一 前項の債務者が不動産を占有する場合  
二 前項の不動産の占有者の権原が差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に对抗することができる。  
三 公示保全処分

不動産の使用を許すこと。  
イ 前号イ及びロに掲げる事項  
ロ 前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産の使用を許すこと。

前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいづれかに該当するときでなければ、命ずることができない。  
一 前項の債務者が不動産を占有する場合  
二 前項の不動産の占有者の権原が差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に对抗することができる。

前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る差押債権者の負担とする。

（売却のための保全処分等）

第五十五条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が価格減少行為（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をいう。）をするときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、不動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により公示させることを内容とする保全処分をいふ。以下同じ。）を命ずることができる。

申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

第一項又は前項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

申立てにより、第一項の規定による決定を取ることは、申立人に担保を立てさせなければ、同一の規定による決定をしてはならない。

第一項の規定による決定をしてはならない。

第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行し

てはならない。

前項に規定する決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができます。

第一項の申立て又は同項（第一号を除く。）の規定による決定の執行に要した費用（不動産の保管のために要した費用を含む。）は、その









の額、各債権者の債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。)を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 執行裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

5 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(電子配当表の作成)

6 第八十五条 執行裁判所は、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額については、全ての債権者間に合意が成立し、執行裁判所に対しその旨の届出があつた場合又は配当期日において全ての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

(同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。次条第一項において同じ。)が定められたときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子配当表(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、配当を実施するために次項に規定する事項を記録して作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

7 電子配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容(同項ただし書に規定する場合にあっては、

は、配当の順位及び額については、その合意の内容)を記録しなければならない。

第八十五条の二 執行裁判所は、前条第一項の規定により同項本文に規定する事項を定めたときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をするべき期間(以下「異議申出期間」という。)を指定しなければならない。

2 執行裁判所は、前項の規定による異議申出期間の指定をした場合には、当該指定の裁判及び前条第三項の規定により作成された電子配当表(同条第五項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次条第四項を除き、以下同じ。)を前条第一項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。

(配当期日)

第八十五条の三 執行裁判所は、必要があると認めるとときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をすべき期日(以下「配当期日」といいう。)を指定することができる。この場合には、前条第一項の規定にかかるらず、異議申出期間を指定することを要しない。

2 配当期日には、第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

3 第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の呼出しに係る電子呼出状(第二十条において準用する民事訴訟法第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。)の送達について準用する。

4 第一条の規定により配当期日が指定された場合には、第八十五条第一項の規定による同項本文に規定する事項の定め、同項ただし書の届出並びに同条第三項及び第四項の規定による電子配当表の作成は、当該配当期日においてしなければならない。

5 執行裁判所は、配当期日において、第八十五条第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋しかつ、即時に取り調べることができる。書記又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、次に掲げる者とする。

三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る前に登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。)がされた先取特権(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

(音声の送受信による通話の方法による配当期日)

第八十六条 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、配当期日における手続を行うことができる。配当期日を指定した者は、その配当期日に出頭したもののみとみなす。

(売却代金)

第八十六条の二 売却代金は、次に掲げるものとする。

2 前項の配当期日に出頭しないでその手続に関する手続を行つて、配当期日を指定した者は、その配当期日に出頭したもののみとみなす。

(期限付債権の配当等)

第八十七条 不動産の代金

一 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの

二 第六十条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証

三 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の売却基準価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

四 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換算について準用する。

第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

2 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

第八十九条 電子配当表に記録された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をることができる。

2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り配当を実施しなければならない。

3 第一項の規定による配当異議の申出は、第八十五条の二第一項の規定により指定された異議申出期間内に、書面でしなければならない。ただし、第八十五条の三第一項の規定により配当期日が指定された場合には、当該配当期日において書面又は口頭でしなければならない。

(配当異議の訴え等)

第九十条 配当異議の申出をした債権者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴えを提起しなければならない。

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。



		2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。
3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。 （建物使用の許可）		3 借務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。
2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。	2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母	2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母
第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。	3 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母	3 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母
第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。 （管理人の注意義務）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。	2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。 （管理人の報酬等）	2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。
第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。	2 前項の規定による決定に対してもは、執行抗告をすることができる。	2 前項の規定による決定に対してもは、執行抗告をすることができる。
（管理人の報酬等）		
第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。		
		（管理人の解任）
		第一百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。
		第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告義務
		（強制管理の停止）
		第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
		（配当要求）
		第一百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第八十一条第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般的の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。
		2 前項の規定により供託された金銭の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。
		（配当要求）
		第一百六条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第八十一条第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般的の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。
		2 前項の規定により供託された金銭の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。
		（配当等に充てるべき金銭等）
		第一百六十七条 管理人は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対し課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。
		2 配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。
		（管理人による配当等の実施）
		第一百六十八条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。
		（執行裁判所による配当等の実施）
		第一百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第四百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。
		（弁済による強制管理の手続の取消し）
		第一百十一条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。
		（強制競売の規定の準用）
		第一百十二条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制競売の開始決定をし、かつ、債務者に対し、船舶の出航を禁止しなければならない。
		2 強制競売の開始決定においては、債権者たる前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたとき

は、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。  
(船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等の引渡命令)

**第一百五十三条** 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

なるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。

前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければならない。

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債務者が船舶執行の申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。  
(保管人の選任等)

**第一百六十四条** 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第一百三十二条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

**第一百七十七条** 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録が提出されている場合において、債務者が差押えの効力を有する。

債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後)にあつては、その終期までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

前項に規定する文書又は電磁的記録の提出による執行停止がその効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すことができる。

第一項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。(航行許可)

**第一百八十六条** 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。(動産執行の開始等)

**第一百二十二条** 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者とのためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

**第一百二十三条** 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他の債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができる。この場合において、必要があると判断された船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

3 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

2 前項の規定による決定の強制競売の手続の取消し(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

**第一百二十一条** 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から一週間に内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 差押えの効力が及ぶ範囲(差押えの効力が及ぶ範囲)

3 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管する場合において、相當であると認められるときは、その使用を許ることができる。

**第一百一十六条** 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ。

		(差押物の引渡命令)
第一百二十七条	差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。	
2	前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知った日から一週間以内にしなければならない。	
3	第一項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	
4	第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。	
	(超過差押えの禁止等)	
第一百二十八条	動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。	
2	差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならぬ。	
3	第一項の規定による見込みがない場合の差押えの禁止等)	
第一百二十九条	差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。	
2	差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。	
	(差押の見込みのない差押物の差押えの取消し)	
第一百三十一条	差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。	
	(差押禁止動産)	
第一百三十二条	次に掲げる動産は、差し押されてはならない。	
1	債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具、燃料	
2	債務者等の一月間の生活に必要な食料及び標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭	
3	主として自己の労力により農業を営む者の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物	
4	第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。	
5	第一項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	

		五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
		六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)
		七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができるもの
		八 仏像、位牌、その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
		九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及び名譽を表章する物
		十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物
		十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具
		十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの
		十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
		十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品
		(差押禁止動産の範囲の変更)
		第百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

		(先取特権者等の配当要求)
第一百三十三条	先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書又は電磁的記録を提出して、配当要求をすることができる。	
第一百三十四条	執行官は、差押物を売却するにあたり、その権利を証する文書又は電磁的記録を提出して定める方法によらなければならない。	
第一百三十五条	第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。(手形等の提示義務)	
第一百三十六条	執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その提示等又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品	
第一百三十七条	第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。	
第一百三十八条	執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。	
第一百三十九条	債務者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。前項の協議が調わないときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。	
第一百四十条	配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のほか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第一百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。	

		4 第八十四条第四項及び第五項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。(配当等を受けるべき債権者の範囲)
第一百四十二条	執行裁判所は、第三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。	
2	第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。	
第一目 債權執行等	第一款 強制執行	
第一百四十三条	金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的と	















条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

前項の場合において、第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者又は同項の不動産の所有者が当該不動産を占有する場合

二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

三 第一項の規定による申立てをするには、同項の規定について担保権の登記（仮登記を除く。）がされている場合を除き、担保不動産競売の申立てをする場合において第八十八条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 第五十五条第三項から第五項までの規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項の規定による決定（第五十五条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものに限る。）の執行に要した費用について、第八十三条の二の規定は第一項の規定による決定（第五十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるものとするとする。この場合において、第五十五条第三項中「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。）

六 第百八十九条 前章第二節第二款及び第八十八条第一項から第八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければ」とあるのは「同項に規定する事由を疎明し、かつ、担保権の登記（仮登記を除く。）がされている場合を除き、第一百八十九条において準用する第八十八条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ」と、第一百八十七条第一項第二号ハ中「二般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

七 第一百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

（動産競売の要件）

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書又は電磁的記録を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本又は電子決定書（第二十条において準用する民事訴訟法第二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）の記録

（実施決定）

四 第百九十二条 前章第二節第三款（第一百二十三条第二項、第一百二十八条、第一百三十一条及び第一百三十二条を除く。）及び第一百八十七条第一項（第一号を除く。）の規定は、第一百三十二条において「その他の財産権」といふ。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録を要するその他の財産権及びその他の財産権について登記等を要するその他の財産権の移転について登記等を要するその他の財産権の実行とする担保権一般の先取特権以外のものについては、担保権の登記等（仮登記又は仮登記を除く。）がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたときは又は第一百八十六条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき）に限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

五 第百九十三条 第百四十三条に規定する債権及び第六百六十七条第一項に規定する財産権（以下この項において「その他の財産権」といふ。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録が提出されたとき（権利の移転について登記等を要するその他の財産権の実行とする担保権一般の先取特権以外のものについては、担保権の登記等（仮登記又は仮登記を除く。）がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたときは又は第一百八十六条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき）に限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

六 第百九十四条 第百九十二条の規定は、第一百二十三条第一項において準用する第一百二十三条第二項（第一号を除く。）において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）の記録

（実施決定）

一 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録を提出した債務者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産競売が第一百二十三条第一項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

二 前項の許可の決定は、債務者に送達されなければならぬ。

三 前項の許可の決定は、債務者に送達しなければならない。

四 第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例による。

五 第百九十六条 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続（以下「財産開示手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

六 第百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者についての手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

一 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

二 知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないこととの疎明があつたとき。

三 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債務者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

四 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

五 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債務者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

六 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より六月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ことができなかつたとき。

七 留置権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

八 知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

- 前二項の規定にかかるわらず、債務者（債務者）が法定代理人である場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者（第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

4 該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し又は同項の電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録）を債務者に送達しなければならない。

第一項又は第二項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第一項又は第二項の決定は、確定しなければならない。

6 第一項又は第二項の申立てには、次に掲げる者を呼び出さなければならぬ。

（期日指定及び期日の呼出し）

**第一百九十八条** 執行裁判所は、前条第一項又は第二項の決定が確定したときは、財産開示期日を指定しなければならない。

2 財産開示期日には、次に掲げる者を呼び出さなければならない。

一 申立人

二 債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にはあつてはその代表者）

（財産開示期日）

**第一百九十九条** 開示義務者（前条第一項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産（第百三十一条第一号又は第二号に掲げる動産を除く。）について陳述しなければならない。

する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

（陳述義務の一部の免除）

## (管轄) 第二節 第三者からの情報取得手続

3 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代

- |   |   |  |   |                                  |  |  |
|---|---|--|---|----------------------------------|--|--|
| <p>三 申立人に異議がない場合</p> <p>二 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に頭を出ることが困難であると認める場合</p> <p>一 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合</p> | <p>第百九十九条の二 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。</p> <p>（音声の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述）</p> | <p><b>第百九十九条の二</b> 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところによつて、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、財産開示期日における手続を行うことができる。</p> <p>前項の財産開示期日に出頭しないでその手続に關与した申立人は、その財産開示期日に出頭したものとみなす。</p> <p>（映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述）</p> | <p><b>第二百六条の二</b> 財産開示期日における手続は、公開しない。</p> <p>民事訴訟法第百九十五条及び第二百六条の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百一条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。</p> | <p>（音声の送受信による通話の方法による財産開示期日）</p> | <p>申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。</p> <p>執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施することができる。</p> | <p>申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を発することができる。</p> |
|---|---|--|---|----------------------------------|--|--|

一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第一百九十七条等

第一回  
係る情状

この節の規定による債務者の財産に報の取得に関する手続（以下「第三者か

一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第百九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、第百九十九条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

**第二百一一条** 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者

(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

**第二百二十二条** 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日にに関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

**第二百三条** 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第百八十二条及び第百八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

- 第二百四条** この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者から情報の取得手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。（債務者の不動産に係る情報の取得）

**第二百五条** 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に對し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産について一般的な先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者

三 第百九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産開示期日における手続が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において第二百条第一項の許可がされたときを除く。）において、当該財産開示期日から三年以内に限り、することができる。

第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し、又は同号に規定する電磁的記録に記録されていいる事項の全部を記録した電磁的記録）を債務者に送達しなければならない。

第一項の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告をすることができる。

第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。









法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 貝（平成一九年六月二七日法律第六五号）抄

附 則（平成三〇年五月二五日法律第二  
九号）抄

の期間については、民事執行法第百五十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例

新民事執行法第二百七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「民法第四百六十六条规定の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

### 第七条（罰則に関する経過措置）

第一編が行商の例による。従前は、なほ従前の例による。

**第二十条** (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八  
　　める。）

号抄

**第一条** 本法律は、公布の日から起算して四年

第一款 この法律は公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日より施行する。

当該名号は定める日から施行する。

記法（昭和三十八年法律第一百一十五号）第五

## 十二条第一項の改正規定及び附則第百一十五条の規定

## 二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に

関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正

規定（「取消しの申立て」の下に「秘匿決」及び同添付表第二の二の四の記載）

定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求に付する二二二条第一項の規定による者と秘匿代定に

等の請求をすることができる者を秘密決定係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、

秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等に

より閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て一を加える部

分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条

の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第百五十六条の改正規定、同法第百

五十七條第四項の改正規定、同法第百六十一

条第一項の改正規定、同法第百六十一條の次  
ニ一条を加える改正規定、同法第百六十五條

第一号の改正規定、同法第百六十六条规定は、  
第一項

第一号の改正規定、同法第一百六十七条の十第一項の文三見三文が同云第百六十七條の二四

第一項の改正規定及び同法第六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び

第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保

全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪

収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定定<sup>1</sup>公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

### 三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に「を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十七条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十条の改正規定（第八十七条）の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。」附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三条の規定並びに附則第七十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（第八十七条）の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。）公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

**第一百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第一百二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第一百二十六条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

**附 則** （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

第一五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年四月二八日法律第一五

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(施行期日)**

附則（令和五年四月二八日法律第一六

**第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
**(施行期日)**

附 則  
(令和五年四月二八日法律第一七)

(施行期日) 号抄

**第六条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 第三十二章の規定及び第三百八十九条の規定 定　公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

〔の謄本〕の下に「又は電磁的記録に記録され

ある部分を除く、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号

定 同法第四項の改正規定 同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二

第三十三条、第三十四条、第三十六条及び  
第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪  
の处罚及び犯罪收益の規制等に関する法律第三

施行期日

は、刑法等一部改正法施行日から施  
だし、次の各号に掲げる規定は、當  
ためる日から施行する。

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、四十七条中鉄道抵当項の改正規定を除く。）、

法第四十条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四十九条の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二十九条の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、「(の賛本)」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第二十九条の改正規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「(の賛本)」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。)、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。)、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定(「第八十五条並びに」を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。)、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定(第九十二条第一項)の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。)、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定(第六十三条中民事調停法の二)を加える部分に限る。)及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定(「(第十八条)」の下に「(第十八条の二)」を加える部分に限る。)、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百十五条